

人権チェックリスト

平成27年

5月号



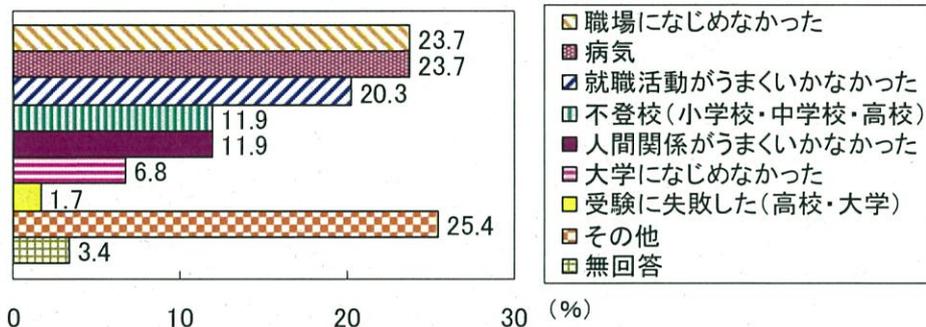
ひきこもりについて知っていますか？

ひきこもり

ひきこもりとは、学校や仕事、家の外での仲間との交遊などの社会参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。

内閣府のひきこもりに関する実態調査によると、「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」などのさまざまな理由で、全国で約70万人もの人がひきこもりの状態にあるとされています。

ひきこもりの状態になったきっかけ



若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査) 平成22年7月内閣府

チェック

ひきこもりの状態にある本人は、「今の状態から抜け出したいが、そのきっかけをつかめない」「どうしたらよいかわからない」などと悩んでいたりと、また家族は、どう接してよいかわからず途方に暮れていたりとすることが少なくありません。

ひきこもりは、本人や家族だけで解決することが困難な場合もあり、生活支援や就労支援などの包括的な支援が必要です。

本人や家族の方は、問題を抱え込まずに相談しましょう。

ひきこもりについて相談を受けたら、話をしっかり受け止め、相談窓口を紹介しましょう。

<相談窓口>

和歌山県ひきこもり地域支援センター

『ひきこもり相談電話 いっぽライン』

Tel 073 (424) 1713 (平日9:00~17:45)

ご本人、ご家族、関係者の方のご相談に応じます。

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

